

売却時の優遇措置の仕組み（損益通算）

1年目 株式譲渡益が発生

株式の譲渡所得 (売却価格)	株式の取得価格
	株式譲渡益 (B)

控除可能

課税されない

譲渡損失分

1年目

A株式 譲渡損失

投資時点でエンジェル税制の優遇措置の要件を満たしていた(注1) A株式を売却した結果、損失(注2)が発生。

(注1)何年前であってもよい。

(注2)損失額は投資した年に対象企業の取得時の優遇措置を受けていた場合は、その取得価格分を差し引く。

2年目 株式譲渡益が発生

株式の譲渡所得 (売却価格)	株式の取得価格
	株式譲渡益 (C)

控除可能

課税されない

譲渡損失分

3年目 株式譲渡損失が発生

株式の譲渡所得 (売却価格)	株式の取得価格 (D)
株式の譲渡損失	

控除対象なし

4年目 株式譲渡益が発生

株式の譲渡所得 (売却価格)	株式の取得価格
	株式の譲渡益 (E)

控除可能

課税されない

譲渡損失分

所得税法の原則

- A株式とB、C、Eが、いずれも上場株式の場合に、損益通算可能
- A株式とB、C、Eが、いずれも未上場の場合に損益通算が可能

エンジェル税制を適用した場合

- A株式(未上場)は、B、C、Eが上場株式であっても未上場株式であっても損益通算可能

A株式は取得時には未上場、未上場の時点で売却し、その後、上場



A株式の適用期間(会社設立から上場の前日までの間に売却)であれば、未上場株式、上場株式のいずれでも繰越控除が可能(優遇措置が認められる)

なお、A株式の上場後に売却した場合の譲渡損失は、B、C、E株式が上場株式でないと損益通算できない(所得税の原則に戻る)。

売却時の優遇措置の基準日は、株式取得時です。

(株式取得時の優遇措置を受けた後に、売却時の優遇措置を受ける場合には、都に確認書の再発行申請(様式集参考12)をしていたいただきますようお願いいたします。)